

平成30年第12回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成30年12月11日(火) 午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	68号	東京都北区立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	69号	東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	85号	乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について(経過報告)	了承
4	86号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第12回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成30年12月11日(火) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成30年第12回北区教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第68号議案「東京都北区立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
生涯学習・ 学校地域連 携課長	教育長
清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・ 学校地域連 携課長	<p>それでは、第68号議案、東京都北区立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書をおめくりいただきまして、1ページでございます。説明欄、東京都北区立文化センターの利用要件を緩和するため、この規則案を提出いたしますということで、2ページ目の新旧対照表でございます。</p> <p>これまでは、下段の現行、文化センターを利用するに当たりましては、10名以上の団体でという要件があったところですが、利用率向上、そしてまた使いやすくということを含めまして、5名以上に緩和をするというものでございます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。</p> <p>次に、日程第2、第69号議案「東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
生涯学習・ 学校地域連	教育長

携課長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連
携課長

続きまして、69号議案のご説明に入らせていただきますが、まずその前に資料の配付が、当日になってしまいましたこととお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきますが、69号議案の冊子のほうは少し中身がありますので後ほどということで、A4の議案参考資料に基づいてご説明を申し上げます。

施行規則の一部改正ということで、要旨でございますが、稲付中学校と田端中学校、ご案内のとおり校舎を改築しておりまして、平成31年4月から供用開始ということになります。そこにあわせて学校設備等、スポーツ利用を開始することに伴い、関係規定の規定整備を行う。その他、これにあわせて所要の規定を改正するものでございます。

大きな改正内容ということで、以下3点をまずお示しさせていただきます。

1点目が稲付中学校、校庭夜間開放をこれまでやっていましたが、改築のときに一時中断をしておりましたけど、こちらをまた再度夜間開放を実施するという旨の追記をするものでございます。

2点目が地区体育館開放校に稲付中学校、田端中学校を追加するというので、こちらから地区体育館に稲付中学校、田端中学校、どちらも地区体育館にするということ、それと稲付中学校につきましては、武道場のほうを地域のほうにこれもあわせて開放していくという形をとるというものでございます。武道場につきましては、地域に若干偏在がありましたので、それも含めての稲付中学校は開放をさせていただくものでございます。現在、武道場を開放しているのが、赤羽岩淵中学校と滝野川紅葉中学校、これに稲付中学校も追加をするというものでございます。

それから、3点目、なでしこ小学校の使用に関する規定整備ということで、こちらは議案書21ページをお開きいただければと存じます。21ページに新旧対照表が載っております。下段のほうは現行で規定がないのですが、改正後の上段の3条の3項で、文言としてはわかりにくいのですが、簡単に申し上げますと、なでしこ小学校以外の小学校では、例えば体育館半分をわくわくで使う、半分を例えば地域のバドミントン団体が使う、バッティングとかダブルで使用することも校長先生の裁量で可能なのですが、なでしこ小は委託業務、学校設備の受付業務そのものを地域に委託しておりまして、その辺の事務の煩雑さを防ぐために、そういったわけて貸すようなことはせず、もう1団体で借りると、それは貸し切りというところの表現になりますけど、こちらを明記したというものでございます。

以降、22ページ、23ページが夜間開放、それから地区体育館の指定に関する記述でございます。24ページ以降の様式のところなのですが、こちらでも今回改正をさせていただくのですが、24ページのところ、改正後になります。真ん中に施設使用料がありまして、そこに体育館とございます。※1、地区体育館で特別の事由なし、特

別の事由あり、と記載しているものでございますが、こちらにつきましては体育館にエアコンがついている学校、なでしこ小のところですがけれども、これから入っていくに伴いまして、エアコンがついているところにつきましては、特別の事由ありということで、こういった形をとっていくというものでございます。

それから、26ページからは全て共通のものでございますが、現行が27ページで改正後が26ページですがけれども、注意事項というのが付記されました。これは利用者のマナー、一部良くないところがございます、こういったことが若干苦情になっているケースもありますので、注意喚起という意味も含めまして、注意事項をここに記載させていただき、利用者のマナー徹底を図っていくというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正教育長 説明をありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員 教育長

清正教育長 加藤委員

加藤委員 学校設備等使用申請書の今体育館とありました。午前、午後一、午後二、夜間とあります。特別の事由がなしということと、特別の事由がありということは、空調機があるなしという形だと説明を受けましたけど、これは使用する、しないは別として、もう最初から使用するものということで考えながら設定をしているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

生涯学習・
学校地域連
携課長 教育長

清正教育長 生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連
携課長 加藤委員の見込みのとおり、使った、使わないはカウントすると非常に煩雑になりますので、ここはもう使用する前提を取らせていただいているというものでございます。

加藤委員 ありがとうございます。

清正教育長 よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。
次に報告事項に移ります。日程第3、報告第85号「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について(経過報告)」について、事務局から説明をお願いいたします。

子ども家庭
支援センター
一所长 教育長

清正教育長 子ども家庭支援センター一所长

子ども家庭
支援センター
一所长 それでは、報告第85号です。乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について(経過報告)をいたします。

1、要旨でございます。本年3月に東京都目黒区で発生しました虐待事案を受けまして、緊急総合対策が閣僚会議で取りまとめられました。これを受けて、乳幼児健診未受診者等の子どもを目視することなど、調査を行うことを平成30年8月9日の教育委員会協議会で報告したところでございます。ついては、その経過報告として、平成30年11月末時点で居所の実態が把握できていない児童の状況を報告するものでございます。

2、現況でございます。ここの内容は調査方法のご説明にもなります。3行目の文末ですが、6月1日時点で北区に住民票がある者を対象に乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児で、福祉サービス等を利用していない子どもの情報を9月末までに把握いたします。そして、10月以降訪問調査や東京入国管理局への照会を行い、11月末現在の状況を国及び東京都に報告するものでございます。

恐れ入りますが、裏面をお願いいたします。

3の調査結果でございます。平成30年11月末時点でございますが、最初に平成30年6月1日付の各年齢期の住民基本台帳児童数は左の各段、括弧の数字でございます。これが全体の総数でございます。そして、結果といたしまして、健診未受診者、未就園児、不就学児で福祉サービス等を受けていない児童の数ということが把握対象者児童数ということでございますが、平成30年9月末の時点で29名でございました。そして、その後平成30年10月から訪問調査などを行いますが、そこで入管調査を行った結果、27名を把握できたものでございます。把握児童数27名です。よって2名が平成30年11月末時点で未把握ということになってございます。

4の今後の日程でございます。まだ把握できてない2名につきましては、引き続き状況を把握しているところでございます。そして、この12月に入りまして、訪問調査を

行いました結果、この2名についても把握の見通しがついてございます。そのため、下のほうにスケジュールをお示ししましたが、この最後の30年度調査結果の最終報告といたしましては、お示しよりも、可能ならば、もう少し早めに考えているところがございます。

以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

名島委員 教育長

清正教育長 名島委員

名島委員 ありがとうございます。質問なのですが、把握できたというのは、安全が確認されたということでしょうか。

子ども家庭支援センター一所长 目視、または入管調査を行いまして、安全、居所等、児童の顔を見て把握ができたということでございます。

清正教育長 ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
日程第4、報告第86号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告86号でございます。後援・共催事業に関する報告でございます。1枚おめくりをお願いいたします。まず初めに、名義の使用承認報告でございます。今回、3件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「北区民踊連盟創立62周年春の舞踊大会」。北区民謡連盟会長でございます。

2件目でございます。「第20回トロンボーンアカデミー&フェスティバル」日本トロンボーン協会会長でございます。

おめくりをいただきまして、3件目でございます。「教育シンポジウム in 東京 2019 (第23回)」公益財団法人中央教育研究所理事長でございます。

以上、3件でございます。事業実績の報告につきましては、今回3ページまで、合計4件でございます。ご確認のほどお願いいたします。

以上、説明でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成30年第12回教育委員会定例会を閉会させていただきます。